

れいほく事務だより

R1年12月20日
嶺北地域学校事務支援室No.3



2学期もあと数日になりました。今年は年末年始の土日がうまく並んで(?)9連休になりますね。ゆっくり休んで令和2年に備えましょう♪

さて、1月から「特別休暇承認簿」が更新されます。

人間ドックや看護休暇などを1月以降に取得する方は、新しい特休簿に記入をお願いします。

インフルエンザも流行ってきます。自己管理と家族の健康にも要注意です。

以下の特別休暇も管理職と相談のうえ、ご活用ください。(※管理簿への記入が必要)

看護休暇

	対象者	日数等		内容	
ア	小学校に入学していない子	1人	暦年5日を超えない範囲内	他に看護者がいる場合でも取得可	・負傷疾病等の事由 ・予防接種、健康診断
		2人以上	暦年10日を超えない範囲内		
イ	配偶者 二親等以内の血族・姻族(※)	暦年5日を超えない範囲内		他に看護者がいない場合	・負傷疾病等の事由 ×予防接種、健康診断 ダメ

(※) 父母・上記アを除く子(小学生以上)・祖父母・孫・兄弟姉妹

アまたはイにより、すべて取得した後に中学校就学の始期に達するまでの子が負傷または疾病で看護を必要とする場合

	対象者	日数等	内容		
ウ	中学校に入学していない子	暦年2日を超えない範囲内	小学校に入学していない子	他に看護者がいる場合でも取得可	・負傷疾病等の事由 ・予防接種、健康診断
			小学生	他に看護者がいない場合	・負傷疾病等の事由 ×予防接種、健康診断 ダメ

短期介護休暇

負傷疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護(要介護者)

(※介護サービスの介護認定とは関係なし)

対象者	日数等		内容	
配偶者・二親等以内の血族及び姻族 事実上婚姻関係にある者の父母及び子、配偶者の父母の配偶者	1人	暦年5日を超えない範囲内	他に介護可能な家族がいても可能	・要介護者の介護 ・要介護者の通院等の付添 ・要介護者の介護サービスを受けるために必要な手続きの代行 ・その他要介護者の必要な世話を行う場合
	2人以上	暦年10日を超えない範囲内		

福利厚生事業を
利用しましょう

続いて福利厚生代行事業(ベネフィット・ステーション)について載せますので、まだ利用したことない方もぜひ!お得な情報満載です★